銀山平キャンプ場 指定管理者募集要項

この要項は魚沼市が公募する銀山平キャンプ場に関する要項を記載したものです。申請者はこの要項のほか、指定管理者の募集に関する共通要項を確認してください。

令和7年8月 魚沼市産業経済部観光課

銀山平キャンプ場指定管理者 募集要項

銀山平キャンプ場の指定管理者を下記のとおり募集します。

記

1 施設の設置目的と指定管理者に期待する役割

(1) 設置目的

自然を活用した観光及び保養のための利便を供与して余暇活動の充実を図り、もって市の観光産業の発展と地域の活性化に資するため、運動施設、キャンプ施設、その他の観光施設(以下「施設等」という。)を設置する。

(2) 指定管理者に期待する役割

施設設置目的をふまえ、観光及び交流の拠点施設として積極的に活用し交流人口の 拡大を図る。

2 施設の概要

- (1) 名 称 銀山平キャンプ場
- (2) 所 在 地 魚沼市宇津野 852 番地 19 外
- (3) 建物概要
 - ① 開 設 昭和58年
 - ② 敷地面積 19,632.19 m²
 - ③ 施設内容

種 別	第1キャンプ場	第2キャンプ場	
園地	4, 452 m²	7, 391 m ²	
遊歩道	29. 4 m ²	1, 320 m²	
駐車場	1,681 m ²	2, 889 m²	
給水施設	1カ所	1カ所	
給電施設	1カ所	1カ所	
管理棟	①RC造 平屋建 51 ㎡	①木造 平屋建 6.6 m²	
	②RC造 2階建 298.58 ㎡		
炊事棟	①木造 38.4 m²	①木造 30 m²	
	②木造 36 m²		
	③木造 71.71 ㎡		
公衆便所	①RC造 51 m²	①RC造 18 ㎡	
	②木造 33.05 ㎡		
野外卓	コンクリート擬木 3卓	木製 3卓	

野外炉	なし	4 基
焼却炉	2 基	
テント	45 張	
自然の森公園	13, 447 m ²	
吊橋	35m (中荒沢)	
毛布	50枚、フトン2組	
温泉施設	「かもしかの湯」木造 平屋建	(高床) 186.5 m²
運動広場	6, 930 m ²	
格納庫	鉄骨造平屋建 208.61 m²	

3 指定管理者が行う業務(詳細については「仕様書」を参照)

- (1) 銀山平キャンプ場の事業運営に関する業務
- (2) 銀山平キャンプ場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 施設の管理運営に係る基本的事項

- (1) 開業時間 温泉施設は午前10時から午後7時まで
- (2) 休業日 降積雪期

ただし、指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、 開業時間若しくは休業日を変更し、又は臨時に開業し、若しくは休業することができ ます。

5 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間とします。 ただし、管理をすることが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 指定管理者の事業収支に関する事項

- (1) 施設の利用料金は、指定管理者の収入とします。
- (2) 指定管理者は、利用料金による収入及び市が支払う委託料をもって、業務を行うものとします。市は指定管理者に対して毎年度予算の定めるところにより、委託料を支払うことができるものとします。ただし、令和8年度指定管理料上限額は年527万円です。詳しくは「指定管理料上限額算定表」を参照ください。
- (3) 指定管理委託料の精算は特別の事情がある場合を除き、行わないこととします。
- (4) 指定管理者が自らの提案により実施する事業に伴う収入は、指定管理者の収入とします。なお、自主事業を行う場合は市と協議を行うものとします。

7 業務の一括委託の禁止

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができますが、管理運営に係る業務を一括して第三者へ委託することはできないものとします。

8 国県への届出手続き等

新規に参入する事業者につきましては、消防法(昭和23年法律第186号)に基づく 防火管理者の届出の手続きを行う必要があります。

9 関係法令等の遵守

指定管理業務を行うにあたっては、次の関連する法令等を遵守するものとします。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)
- (2) 魚沼市観光施設等条例 (平成17年魚沼市条例第10号)
- (3) 魚沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例及び同施行規則 (平成16年魚沼市条例第52号)
- (4) 魚沼市個人情報保護条例及び同施行規則(平成16年魚沼市条例第14号及び平成16年魚沼市条例第15号)
- (5) 労働基準法(昭和22年法律第49号) ほかその他の労働関係法
- (6) その他関係法令

10 個人情報の管理

指定管理者は魚沼市個人情報保護条例の規定に基づき、適正に個人情報を管理するものとします。

11 守秘義務

指定管理者は指定管理業務を行うにあたり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の理由のために利用してはなりません。指定の期間が終了したときも同様とします。

12 事業報告書を把握するために必要な事項

指定管理者は、魚沼市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、 毎年度事業報告書を提出するものとします。

13 モニタリングの実施

魚沼市は、モニタリングを随時実施することができるものとします。実施にあたって、 指定管理者は、魚沼市の要請に基づき協力するものとします。

14 応募に関する事項

- (1) 現地説明会
 - ・日 時 令和7年9月1日(月)から令和7年9月12日(金)の間に実施

(申し込みにより後日日程を連絡します)

- ・場所銀山平キャンプ場管理棟
- ・その他 団体の参加人数は2名以内とし、8月28日(木)までに団体名、代表者 氏名、出席予定人数を魚沼市産業経済部観光課(直通025-792-9754)へ ご連絡ください。

(2) 提出書類

共通要項で定めるほか下記書類を提出ください。

- ・防火管理者証の写し(申請時に取得していない場合は、今年度中に取得してください。)
- (3) 質問の受付

回答に時間を要する場合がありますので、原則として文書(任意様式)又は電子メールによりお願いします。

15 協定に関する事項

- (1) 市議会の議決を得て指定管理者を指定した後、協定を締結します。
- (2) 協定の内容
 - ・指定期間に関する事項
 - ・利用許可に関する事項
 - ・事業計画書に記載された事項
 - ・管理運営の収入に関する事項
 - ・管理業務を行うにあたり個人情報の保護に関する事項
 - ・事業報告に関する事項
 - ・指定取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - ・リスク分担に関する事項
 - ・緊急時の取扱いに関する事項
 - ・その他、市が必要と認める事項
- (3) リスク分担の基本方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は次のとおり(次頁)です。 これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え 方を示したものです。

リスク分担に関する基本的考え方

種類	11 7 7 0 中京	負担区分	
	リスクの内容	市	指定管理者
法令の変更等	本事業に直接関係する法令等の変更	0	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	0	
	指定管理者の事業放棄、破綻		0
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	0	
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効等(魚 沼市が取得するもの)	0	
	上記以外の場合		0
計画変更	事業内容等の変更	0	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費の増大		0
	急激な物価上昇	協議事項	
施設等の損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		0
	補修にかかる費用が1件当たり30万円未満の場合		0
	上記以外の場合	協議事項	
/# E P# -	購入に係る費用が1件当たり50万円未満の場合		0
備品購入	上記以外の場合	協議事項	
性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合	0	
	想定できない特殊な事情が認められる場合	協議事項	
需要変動	上記以外の場合	協議事項	
施設の利用不能 等による利用料 金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		0
	上記以外の場合(ただし、指定管理経費を減額する 場合がある)	0	
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合(不適切な施設管理による利用者のけが等)		0
	上記以外の場合	0	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等 第三者に損害を与えた場合(不適切な運営管理による騒音・振動等の苦情等)		0
	上記以外の場合	0	
災害時対応	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、暴動その他の 魚沼市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すこと ができない自然的又は人為的な現象)に伴う、待機 体制の確保、被害調査・報告、応急処置等	指示等	0
	災害復旧	0	
	施設利用者の被災に対する責任 施設の火災保険加入、土地借上料	協議事項	
施設の保守・保険 等	ル設の欠災保険加入、土地信上科 上記以外の維持管理費 車両保険、消防施設点検、特定建築物点検、電気 工作物保安管理、空調機器保守、エレベーター保守、 自動ドア保守、地下タンク点検、浄化槽維持管理、 各種水質検査等	0	0

【この要項に関する問い合せ及び書類の提出先】 〒946-8601

新潟県魚沼市小出島 910 番地 本庁舎 魚沼市役所 産業経済部観光課

TEL: 025-792-9754 FAX: 025-793-1016

e-mail:kanko@city.uonuma.lg.jp

※受付時間 平日の8時30分~17時15分